## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月28日

1.執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	● 知事	
2.都道府県名	熊本県	
3.市区町村名		
4. 届出番号	1	
5.独自利用事務の事例番 号	113-1-1(2)	
	http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=6589	

執行機関名 熊本県知事

/ 1 / 独占到田市双

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	[(1)法定事務	[(2)独自利用事務
事務の名称	する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等(私立のものに限る。以下「私立高等学校等」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等に対して交付する就学支援金(同法第5条第1項に規定する受給権者に支給するものを除く。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び の該当部分		熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等(私立のものに限る。以下「私立高等学校等」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等に対して交付する就学支援金(同法第5条第1項に規定する受給権者に支給するものを除く。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	熊本県高等学校等就学支援金交付要項第1条
	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	知事は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校等に在学する生徒に対し、熊本県高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。」を交付するものとし、その交付については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)及び熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。」に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。
独自利用事務の関連規範		熊本県高等学校等就学支援金交付要項